

志免町部活動地域展開等推進計画

(令和 7 年度～令和 8 年度)

令和 7 年 2 月

志免町教育委員会

目 次

はじめに	1
I 推進計画策定の背景	2
1 国の動向	2
2 志免町の中学校部活動を取り巻く現状	2
（1）志免町立中学校の現状	2
（2）教職員の現状	3
（3）地域クラブ等の現状	4
II 推進計画の基本的な考え方	4
1 策定趣旨	4
2 位置づけ	4
3 実施期間・取組	5
4 目指す姿	5
III 学校部活動の地域展開等の方向性	5
1 地域展開等に係る体制整備	5
（1）部活動統括コーディネーター	5
（2）民間事業者による運営	5
（3）教職員の兼職兼業	5
2 学校部活動の地域展開等のスケジュール	6
IV 学校部活動の地域展開等に向けた課題と対応	7
1 運営主体	7
2 地域指導者	7
3 保護者負担	7
V 学校部活動の地域展開に伴う大会等への参加について	7
おわりに	8

はじめに

中学校の部活動は、スポーツ・文化芸術に興味関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加によりスポーツ・文化芸術に親しみ、体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する等、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。しかしながら、少子化が進展する中、従前と同様の運営体制では維持することが難しくなっていくことが予想され、将来的にはその存続の危機にある。また、教職員の中には、部活動にやりがいを感じている者もいる一方で、競技等の経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教職員が部活動の顧問を担わなければならないこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

このような状況を受け、国は部活動を地域の活動へと移行するため有識者による検討会議提言や学校部活動及び地域クラブ活動のガイドラインを策定し、令和5年からの3年間を「改革推進期間」と位置付けた。更にこれを受け、福岡県は令和5年3月に「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」を策定し、趣旨・取組期間・方針等を提示した。

志免町では、令和5年度に地域部活動推進協議会を立ち上げ、教職員、保護者、志免町スポーツ協会・文化協会等から広く意見を求めながら志免町の実情に合う地域展開等の在り方を目指し、協議を重ねてきた。

志免町の子どもたちが未来に渡ってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができることを目指し、学校部活動を存続させつつ子どもを取り巻くあらゆる関係者の連携・協働の輪が地域づくり・地域振興へと発展していくことを願って、まずは休日の部活動を地域連携するための推進計画を策定した。

I 推進計画策定の背景

1 国の動向

学校部活動においては、これまで文部科学省において、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年には中央教育審議会や国会において学校における働き方改革の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。また、令和2年9月スポーツ庁等の通知「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」ことが示された。

そして、令和4年12月にスポーツ庁、文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、「学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組む」ことが示された。更には、令和6年12月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめが発表され、部活動の改革実行期間を令和8年度から令和13年度とし、令和10年度までに地域展開もしくは地域連携に着手することが示された。

2 志免町の中学校部活動を取り巻く現状

(1) 志免町立中学校の現状

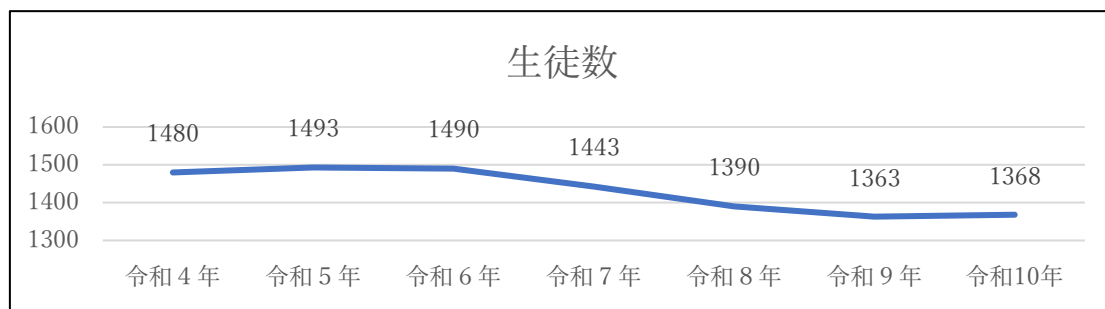


図1 志免町立中学校生徒数の推移

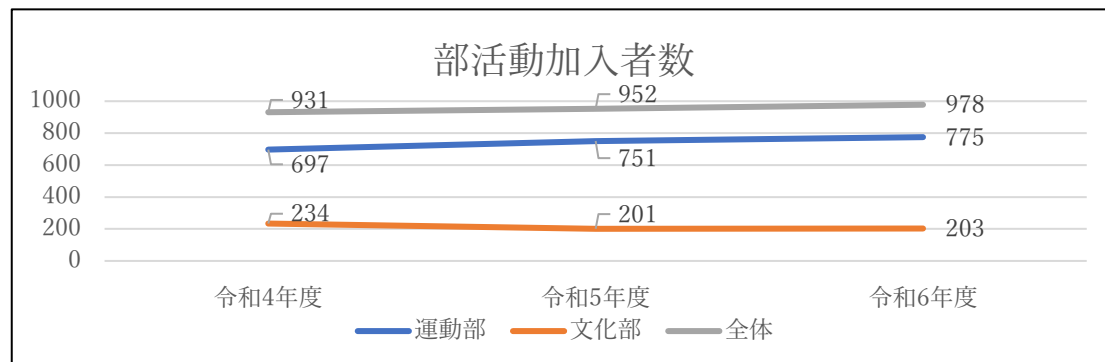


図2 令和4・5・6年度の部活動参加者数

国が部活動地域展開を推進する背景には少子化がある。志免町においても令和5年をピークに少しずつ減少する予兆がある（図1）が、当面は部活動に影響を及ぼすまでの減少の心配はないと考える。部活動に関してはコロナ禍で部活動離れを心配していたが、令和4年度以降は部活動に参加する生徒数が増え、令和6年度は加入者数 978 名、加入率 65.6%である。

しかし、一方で、休日の部活動地域移行に関する中学生を対象とした調査（図3）によると、「休日の活動はしたくない」「学校の部活動でないのなら参加したくない」を合わせて5割以上いることが明らかになった。

生徒が望む部活動の在り方を尊重し、存続を維持するためには、平日の学校部活動を活かした休日部活動の実現を目指す必要があるといえる。

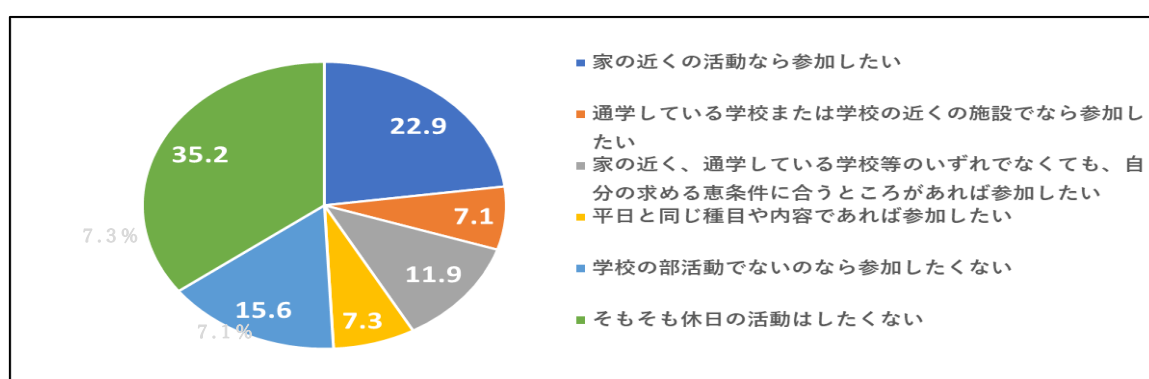


図3 R5志免町中学生対象調査「あなたは休日に行われる部活動が学校の活動でなくなった場合、地域でお紐われるスポーツや文化活動に参加したいですか」

（2）教職員の現状

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として学習指導要領に位置付けられた活動である。一方で、部活動の設置・運営は法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教職員が担う必要のない業務と位置付けられている。しかし、現状としては、教職員の勤務を要しない日（休日）の活動を含めて、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験のない教職員には多大な負担となっているとの声もある。

志免町においても、令和4年度に中学校教職員（55名）を対象とした調査によると、図4のような結果となった。

教職員の62.5%は、希望した部活動に所属しているが、地域移行後の部活動に関わることに対しては37.5%しか希望しておらず、さらに、勤務地での関わりを希望している教職員が72.7%であることから、志免町立中学校で指導する者は30%未満といえる。

（1）で示したような生徒が望む部活動の在り方を継続するためには、教職員以外の指導者の確保が必要であるといえる

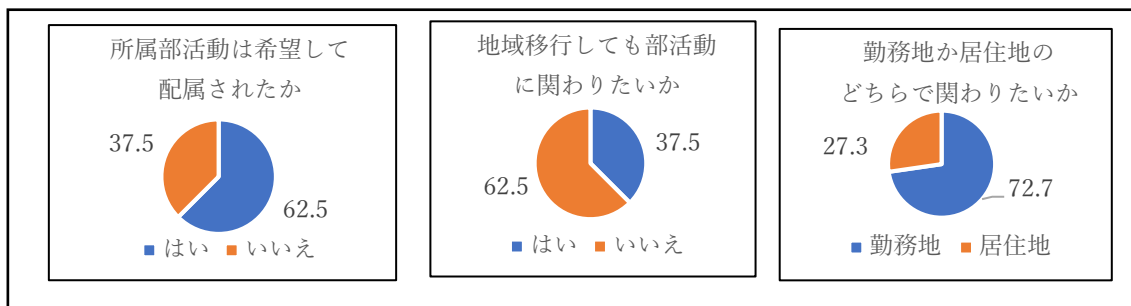


図4 R4志免町中学校教職員対象調査より

(3) 地域クラブ等の現状

志免町には生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図り、スポーツ文化の発展と活力ある社会づくりに寄与することを目的としたスポーツ協会や志免町における文化芸術団体の育成を図り、町内文化芸術の高揚に努めることを目的とした文化協会がある。どちらも生涯学習を理念とした自主団体で、その参加対象は成人や小学生等が主である。令和5年度に、各団体に中学生の休日の受け入れについて調査をしたところ、人数や時間の制限をした上で可能である団体が2団体のみあった。現在、それら2競技の部活動に所属する中学生の人数は、2団体の受け入れ可能人数を大幅に上回っており、受け入れが困難であることが分かった。

つまり、志免町においては、地域クラブに生徒が通う在り方ではなく、現在ある学校部活動の指導者を教職員以外が担う「地域連携」が望ましい在り方といえる。

II 推進計画の基本的な考え方

1 策定趣旨

令和2年度策定の志免町教育大綱では、「施策7 スポーツ・文化活動の推進」を掲げている。子どもから高齢者まで年齢に応じ、障がいのあるなしにかかわらずスポーツができる環境づくりを推進し、さらには町民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯学習活動・文化活動の場づくり、機会づくりに努めており、本推進計画は中学生が望む活動に自分らしく取り組めるような環境整備を進めるために策定するものである。

2 位置づけ

本推進計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を参考に、スポーツや文化活動を通した生徒の健全育成という観点から志免町立中学校部活動の地域展開等を進めるための計画として位置付けるものである。

3 実施期間・取組

国は、改革推進期間を令和 5 年度から令和 7 年度までと位置づけ、地域の実情等に応じて可能な限りの早期の実現を目指していたが、その改革実行期間を令和 8 年度から令和 13 年度と新たに位置づけた。志免町においては、生徒や教職員の意識や地域の実情に応じた地域展開等を行うことを目指すため、まずは推進期間最終年度の令和 7 年度に「休日の地域連携」の試行を数部活動で行い、その状況に応じて令和 8 年度から令和 10 年度にかけて地域連携についてその部活動数を増やしたり、平日も含めた地域展開についても改めて見直したりする等、今後の志免町としての方向性を改めて整理していくこととする。

4 目指す姿

地域展開等を進めていくにあたっては、これまで学校部活動として行われてきたスポーツ・文化活動の機会を確保することに重点をおきつつ、教職員の働き方改革、地域の人材・団体の活用を併せて推進することを目指す。

Ⅲ 学校部活動の地域展開等の方向性

1 地域展開等に係る体制整備

(1) 部活動統括コーディネーター

当面、志免町では平日は学校部活動を存続し、休日のみを地域と連携した部活動としていくこととする。そのため、休日においても、できる限り平日の学校部活動を引き継いだ活動内容とする。そして、休日の指導者においては教職員から地域指導者へ変更していき、段階的・計画的に取り組んでいく必要がある。

そのため、生徒は基より、教職員や保護者のニーズの把握や地域指導者との連携が求められることから、その調整を行うための部活動統括コーディネーターを置くこととする。

(2) 民間事業者による運営

これまで学校が担ってきた部活動と同様の新たな環境整備を進めるにあたっては行政、学校、スポーツ・文化活動団体の多くの関係者が連携する必要がある。

また、休日の部活動において、これまで学校が担ってきた業務を担う組織が新たに必要となる。そのような組織を運営主体として設定し、本事業の業務を担う。

その運営主体は行政、学校、生徒や保護者のほか地域全体から信頼を得るために、適切な管理体制を保有する事業者や団体であることが求められる。志免町では、地域展開等に係る運営主体を民間事業者に委託し、行政と密に情報を共有しながら、連携を進めていくこととする。

(3) 教職員の兼職兼業

令和 4 年度の調査（図 4）によると、教職員の約 30%が地域展開等後も地域指導者と

して関わることを希望していることが明らかになった。希望する教職員は兼職兼業の申請をすることで、地域指導者として関わることを可能とする。民間事業者が募集する地域指導者として登録した教職員は、本職に支障のない範囲で部活動に関わることにする。

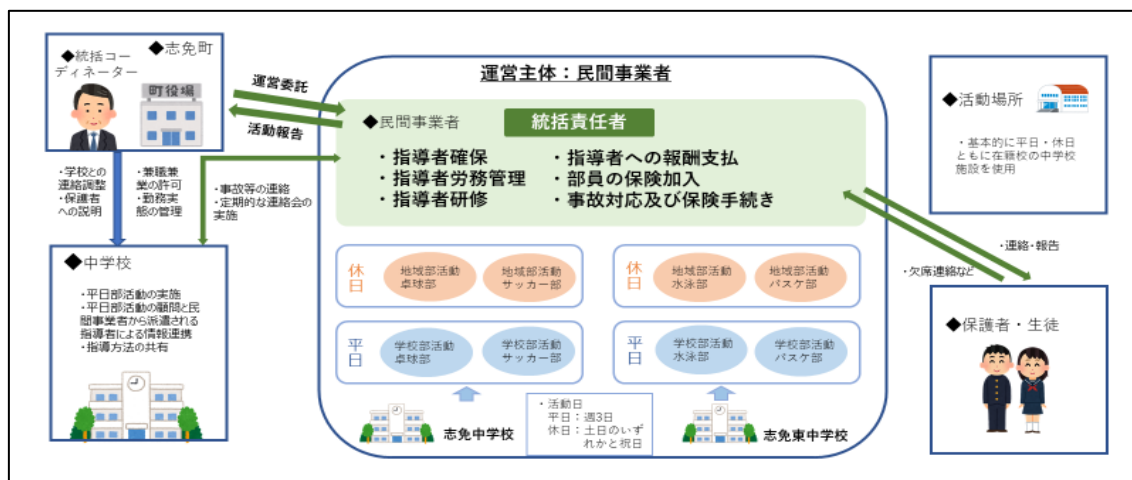


図5 体制のイメージ

2 学校部活動の地域展開等のスケジュール

地域展開等を進めるに当たっては、体制整備はもちろん、行政、学校、運営主体等との連携が重要になる。また、各部活動の地域展開等に伴う合意形成等、あるいは競技や指導者によって事情が異なることや町の財政や人材の状況の見極めが必要であることから、まずは、令和7年度の複数部活動による「地域連携」の試行から今後を見通し、令和8年度以降の地域展開等を徐々に進めていくこととする。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平日	・教職員による指導 ・外部指導者の指導 ・週1回の休業日 ・原則2時間まで	・教職員による指導 ・外部指導者の指導 ・週1回の休業日 ・原則2時間まで	・教職員による指導 ・外部指導者の指導 ・週1回の休業日 ・原則2時間まで
土日祝	・教職員による指導 ・各校1部活動まで部活動指導員による指導 ・外部指導者による指導 ・土日いずれかは休業日 ・原則3時間まで ※大会については8時間まで ※教職員への報酬は国より特勤手当が支払われる。	・教職員による指導 ・各校2部活動まで部活動指導員による指導 ・外部指導者による指導 ・土日いずれかは休業日 ・原則3時間まで ※大会については8時間まで ※教職員への報酬は国より特勤手当が支払われる。	・教職員による指導 ・派遣指導者・部活動指導員・外部指導者による指導 ・土日いずれかは休業日 ・原則3時間まで ・大会については8時間まで ※兼職兼業により、派遣指導者となっている教職員のみ指導できる。その報酬は民間事業者より支払われる。

**モデル試行
各校4部活動まで
指導者派遣**

経費や教職員の働き方等、地域展開等について整理する

IV 学校部活動の地域展開等に向けた課題と対応

1 運営主体

本事業を進めるにあたり、本事業を運営する主体は民間事業者とし、安定した人材派遣、人材育成、保険などを保障する。

志免町は当該民間事業者と契約を交わし、その契約を遵守した運営となっていることを、志免町教育委員会が確認することとする。なお、教育委員会事務局に部活動統括コーディネーターをおき、関係者との連携を円滑にする。

2 地域指導者

教職員に代わる地域指導者については登録制とする。運営主体の民間事業者が窓口となり、地域指導者の登録や指導者の管理・研修を行う。地域指導者としては、地域の人材や希望する教職員を優先する。万一、地域や学校で地域指導者がいない場合は、他地域の指導者も受け入れることとする。

地域指導者には報酬を支給する。報酬については、当面志免町で財源を確保することとし、単価・支給方法等については別途検討する。教職員等については、兼職兼業制度の活用を図ることとする。

3 保護者負担

現在の学校部活動で保護者が負担している活動経費や大会等の参加料などは継続する。その金額は現状の部費相当が想定される。なお、保険や指導者への報酬等については、試行期間は民間事業者や行政負担とするが、令和8年度以降の地域展開等を行う部活動の増加に伴い、町の財政の状況によっては保護者の会費を要することが想定される。

その場合は、保護者の理解を得ながら設定することが重要である。

V 学校部活動の地域展開に伴う大会等への参加について

部活動の地域展開に伴い、日本中学校体育連盟（中体連）では、令和5年度から全国中学校体育大会（全中）への地域スポーツ団体の参加をすべての競技で認めたことにより、地域クラブでの参加が可能となった。志免町においては、平日の学校部活動を活かした休日部活動とすることから、各大会へはこれまでと変わらず参加が可能である。

引率者については、大会が土日に行われるときは、土日の指導者がそれを担う。平日の指導者である教職員は引率者とはならない。ただし、兼職兼業申請をし、休日の指導者を兼ねている場合を除く。

また、各大会の審判等、運営に関わる教職員については、各大会の規定に基づくものとする。

大会に関する教職員の関わり方については、今後、大会の規定等が変化することが想定され、変化に合わせて対応していくものとする。

おわりに

学校部活動がこれまで担ってきた中学生におけるスポーツや文化芸術活動を通じた健やかな成長への保障は、教職員の献身的な支えによるものであった。

しかし、少子化が進展することから今後も部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなり、多くの部活動が持続できない厳しい状況が訪れることが予想される。加えて専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を見直す必要がある。

本計画は、教職員、中学生、保護者及び地域の理解の下、学校部活動の新たな地域展開に向けて取り組む第一歩を示すことを目的に策定したものである。

学校部活動の抱える課題の解決とともに、中学生を含めた地域全体がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ生涯スポーツ・生涯学習の意識を高めることへと発展させることを目指していく。